

東海道大磯宿助郷人馬の勤め方

―相模国淘綾郡生沢村・寺坂村の事例から―

富田 三紗子（当館学芸員）

一 はじめに

江戸時代の街道の宿駅には、隣宿へ人馬を継ぎ立てる役割があった。特に公用の人馬継立については、伝馬人足役として、所有屋敷の間口に応じて人馬を供出しなければならなかった。五街道では東海道が百人百足など、常備する人馬数が決められていたが、常備している人馬数では足りない場合、宿駅の周辺村落に助郷役が課された⁽¹⁾。

東海道大磯宿は江戸から八番目の宿駅で、現在の大磯町に位置する。東小磯村が宿駅の機能を補填する加宿に指定され、宿全体は山王町、神明町、北本町から構成される北組、台町（東小磯村）、茶屋（石船）町、南本町から構成される南組に分かれていた。両組に一軒ずつ問屋場が置かれ、一日交替で継立を担った。宿高七〇一石四斗七升五合二勺と規模が小さいながら、本陣三軒、旅籠屋六六〇八五軒と宿泊施設が多いことが特徴である。また、平塚宿との距離が二七町（約三キロメートル）と短く、平塚宿と一緒に藤沢宿や小田原宿まで継ぎ立てる、助合（最合）⁽²⁾ という勤め方を行っていた⁽³⁾。

大磯宿の助郷は、元禄七（一六九四）年に指定され、指定された村落は定助・大助計二六ヶ村、助郷高一四、七一四石であった。東海道では、その後、享保一〇（一七二五）年に助郷帳が下付されるが、大磯宿では確認できていない。その後の明細帳などによると、再編された定助郷の総数は三〇ヶ村、助郷高一、〇五六石であった。大磯宿の助郷に指定された村々の位置は図の通りである。三〇ヶ村の助郷村は、現在の大磯町大磯地区（西

小磯を除く）と国府地区（西小磯を含む）を境に東組と西組に分かれ、それぞれが助郷会所を宿場町に持ち、助郷役を差配していたようである⁽³⁾。複数の助郷村を取りまとめ、人馬を徴集する方法は、ある程度いづれの宿でも共通するが、各宿あるいは村落間の関係によってその方法は多岐にわたった。本稿では、生沢二宮家資料⁽⁴⁾に残された助郷人馬の割付に関する史料を対象として、生沢村と寺坂村の助郷の勤め方を分析し、大磯宿の定助郷の勤め方の一端を明らかにする。

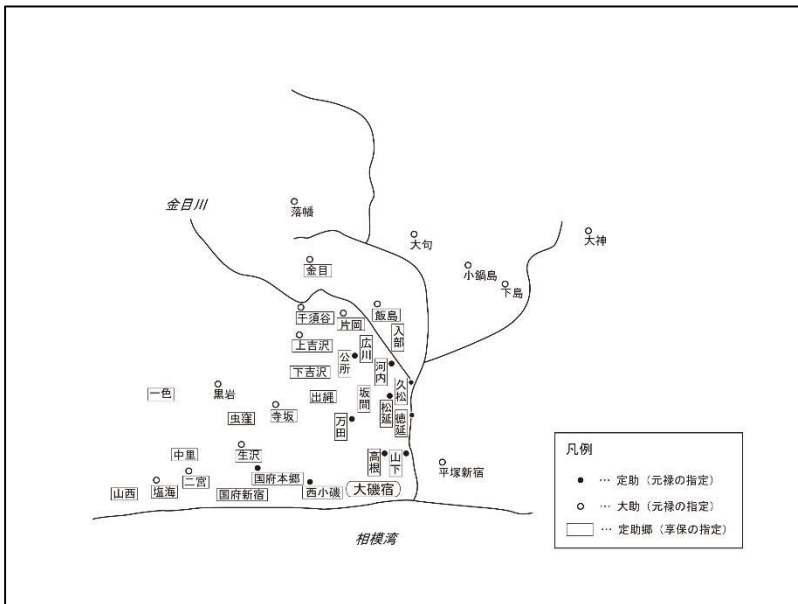


図 大磯宿の助郷村

大磯宿助郷分布図1（『大磯町史』2 資料編副読本 57 頁）を参考に、元禄7年3月「請証文」（『大磯町史』2）、天保5年「宿方明細調査上帳控」（『相州淘綾郡大磯宿伝馬関係資料』第1輯）より作成。

二 生沢村と寺坂村

生沢二宮家は、生沢村谷戸分の名主を務めた家である。生沢村は寛永一〇（一六三三）年から四給となり、寛文九（一六六九）年から内一給分が小田原藩領となった⁵。谷戸分はこの小田原藩領分である⁶。貞享三（一六八六）年の村高は五四八石七斗三升九合、内小田原藩領分は一一一石七斗三升九合であった⁷。また、小田原藩領分の家数は一七軒、人数は一一五人である⁸。

助郷は元禄七年の指定では大助として指定され⁹、享保一〇年の助郷再編以降は定助郷を勤めた¹⁰。助郷高は、元禄七年では五五四石、享和三（一八〇三）年では五四九石であった¹¹。

生沢二宮家に関する近世期の史料はその大半が嘉永期以降のものであり、この時期に当主であった者は、惣右衛門と平次郎（または平治郎）である。惣右衛門は安政六（一八五九）年¹²、文久三（一八六三）年¹³に寺坂村と生沢村の兼帯名主を務め、平次郎は元治元（一八六四）年に名主見習を経て慶応三（一八六七）年に寺坂村と生沢村の兼帯名主を務めた¹⁴。

両人が兼帯名主を務めた寺坂村は、宝永六（一七〇九）年から旗本領及び小田原藩領の三給となり¹⁵、村高二四八石八斗二升九合、その内、小田原藩領は三六石五斗九升二合で家数六軒、旗本村越領は一六七石で家数三一軒、旗本深谷領は四五石二斗三升七合で家数一軒という構成になっていた¹⁶。惣右衛門と平次郎は寺坂村の内、下分の兼帯名主を務めており、下分は旗本深谷領にあたる¹⁷。寺坂村もまた、元禄七年に大助を指定され¹⁸、享保一〇年の助郷再編以降は定助郷を勤めた¹⁹。助郷高は、元禄七年では二二〇石、享和三年では二三七石であった²⁰。

三 生沢村と寺坂村の伝馬金支出

生沢二宮家資料に見られる助郷関係の史料は、慶応四（一八六八）〜明治二（一八六九）年のわずかな期間のものが数点残されている程度である。この時期は、江戸時代から明治時代へ世の中が大きく変わり、街道の通行も最早参勤交代はなく、幕末動乱期の將軍上洛や御進発も過ぎ、明治五年の伝馬所・助郷の廃止が目前となった時代にあたる。つまり、宿駅助郷制度の終焉期を示す史料であることには注意したい。

これらの史料を大きく分けると、生沢村谷戸分及び寺坂村下分全体の伝馬金（助郷役金）の領収書（控えを含む）と、生沢村谷戸分村民の助郷役出勤状況を示す人足帳などである。数点とはいえ、大磯宿にはほとんど助郷の出勤実態を示す史料がないため、その状況を窺い知るには重要な手がかりとなる。まずは、伝馬金の領収書から、両村がどれだけ伝馬金を支出していたのかを検証する。

助郷役は原則、人馬そのものを徴集する。しかし、実際は人馬を賄うための費用が発生するため、金銭を事前に徴収し、後日精算する方法を取った。つまり、さながら代銭納の形式になっていた。

例えば、東海道藤沢宿では次のような方法で、助郷人馬を徴集し、賃金を精算している。まず、年の始めにその年に納める役金の額を決め、各助郷村に割り当て、二月、七月、一二月に分けて徴収する。そして、平常時は、一部の助郷村へ助郷会所が決めた分のみを割当て、通行量が多い時は大役と称し、全助郷村へ助郷高に応じた分を割当てた。最後に、年締めで年末に、人馬で勤めたときの賃金と先に納めた役金などを精算し、各助郷村に返金、もしくは不足分を再徴収した²¹。

この方法はある程度、多くの宿駅の助郷に共通していたと推測できる。表1は、伝馬金の領収書やその控えから、寺坂村下分と生沢村谷戸分の伝馬金に関する支出をまとめたものである。大磯宿の助郷の場合、伝馬金は

二月、四月、七月、九月、一二月の五回に分けて徴収しており⁽²²⁾、表1からもその状況が窺える。また、伝馬金の徴収方法として、領収書や控えに見られる差出と受取に

表 1-1 寺坂村下分伝馬金支出

年代	月	日	額	支出理由
慶応4(1868)	3	21	金14両	御伝馬出金
	4	13	金8両	御伝馬割
	閏4	15	金3両	4月賄
	8	朔	金1両錢20貫文	不足賄金
明治元(1868)	9	18	錢33貫文	9月御伝馬内割
	10	3	金6両2分	御伝馬金20両割
	11	11	金1両2分錢20貫文	11月御伝馬金
	11	22	錢35貫文	11月御伝馬金
明治2(1869)	12	29	錢35文、錢60貫文	伝馬金

表 1-2 生沢村谷戸分伝馬金支出

年代	月	日	額	支出理由
慶応4(1868)	閏4	18	金10両	御伝馬金
	6	15	金1両2分2朱	御伝馬出金残り
	8	朔	金10両	進発御伝馬出金
明治元(1868)	11	23	錢86貫400文	御伝馬割
	12	7	金18両	御還幸御伝馬出金

表 1-1 は慶応 4 年正月「御伝馬并諸入用割請取帳」(生沢二宮家資料-町史 51)、表 1-2 は「覚」(同-町史 58、同-町史 146、同-町史 147、同-町史 153、同-町史 158) より作成。

注目すると、表 1・1 に表した寺坂村下分の支払いは、いずれも寺坂村上分に対して行われ、表 1・2 に表した生沢村谷戸分の支払いは、同じ生沢村の別の領分の名主が惣代を務めた西郷会所に対して行われている。このことは、相給村落である寺坂村の伝馬金の取りまとめを、上分の名主が行っていた可能性を示し、一方で、生沢村谷戸分の支払い方からは、西郷会所の機能を示している。

西郷は助郷組合の西組のことを指すようで、元治元(一八六四)年一〇月の史料からその呼称が見られる⁽²³⁾。会所はいわゆる助郷会所のことであり、西郷会所が実際に伝馬金を徴収していたことが、生沢村谷戸分の領収書からわかる。なお、表 1・2 には反映しなかったが、明治元年一二月七日の御還幸伝馬出金は、同日に寺坂村が西郷会所へ同じ名目で支払ったことを示す領収書が残されている⁽²⁴⁾。

四 生沢村谷戸分の助郷勤め

生沢村谷戸分には、人馬勤めを行った記録となる人足帳⁽²⁵⁾や精算勘定を行った取立帳⁽²⁶⁾、人足と馬持の持高を書上げた人別帳⁽²⁷⁾があるため、村民一人一人が、どの程度の頻度で助郷役として出勤したのかを分析することができる。

表 2 は、明治元(一八六八)年一二月から同二年三月までの生沢村谷戸分の人馬勤めを記録した人足帳⁽²⁸⁾の内容をまとめたものである。本史料は月日と勤めた人数の他に人名も記されているが、表では人数のみをまとめた。

この表からは、一二月は通行が多く、割と頻繁に人足を出しているが、年末年始を境に人足の数が減り、二月、三月はほとんど人足を出していない

表2 生沢村谷戸分人足出勤状況

年	月	日	人数	備考
明治元(1868)	12	朔	5	半役、さし共
		3	6	内さし1人
		4	8	内さし1人
		5	4	さし共
		7	5	さし共
		8	5	さし共
		11	6	半役、さし共
		12	3	内さし1人
		14	2	内さし1人
		19	2	
		27	1	
明治2(1869)	正	10	1	
		11	2	
		14	2	
		19	6	さし共
		29	2	
	2	朔	3	
		7	1	
		3	20	7

明治元年「人足勤覚」(生沢二宮家資料・町史78)より作成。

其模様ニ寄半役相増候歟、亦者二ツ役ニいたし候共、其時々見計取賄可申事」とあり、時間外の割増賃金が適用される役であった可能性がある⁽³⁰⁾。

この史料から人足を勤めた人名を具体的に見ると、頻繁に人足として勤めている者とそうではない者とはに分かれる。さらに、そのことを具体的に示す史料が、取立帳と人別帳である。取立帳は人馬を勤めた者の出勤額と割付額を差引き、勘定した帳面で、名寄せで記されている。人別帳は村内の人足・馬持を書上げ、番号順に持高と年齢が記されている。両帳面に見られる人物を基準として、帳面に記載された内容をまとめたものが表3である。

前項で述べた通り、助郷の役金は年間の賦課率を決めた上で、年に数回に分けて徴収するが、実際に勤めた人馬を換算して精算することによって、助郷役の勤めを助郷村間で平均^ならして、この方法は村落間だけでなく、村内の村民間でも同じことが行われていた。

いことがわかる。なお、史料には、「半役」「さし」「下り役」の語が見え、それぞれで集計しているが、これはそれぞれ賃金に違いがあったため、特に注記し集計を行ったものと推測される。「さし」はいわゆる差役で、人足を取りまとめる役にあつた者であろう。「下り役」は、登り人足と下り人足との違いを示す。冒頭で述べた通り、大磯宿は隣宿の平塚宿との距離が近かつた。そのため、下り側の平塚宿まで継立てる際は、賃金が安かつたと考えられる⁽²⁹⁾。「半役」については、弘化五年に定められた助郷人馬の賄

方の規定によると、その二条目の但書に「且人馬勤方刻限之儀者、夕七ツ時迄二限可申事、尤御通行ニ寄鎌倉・江之嶋廻り等ニ而御延刻ニ御越茂有之候儀暁与相分り候ハ、譬七ツ半時ニ至り候とも人馬之もの共差留置、

表3に見られる生沢村谷戸分の事例は、そのような村民間の平均しを示す。まず、持高に応じて助郷役を賃額に換算し⁽³¹⁾、実際に勤めた金額を合計して割付額から差引く。そして、差額から不足がある場合はその不足分を徴収し、割付額より多い場合は、次の役金を徴収する際、つまり、表3に表した明治二年五月時点では七月分の徴収金に振替えた。

この精算状況から、生沢村谷戸分の村人の中でも、人足と馬を実際に出せる者と出せない(あるいは出さなかつた)者がいたことがわかる。まず、この中で人足と馬を多く出し、差引額を振替えることができた者が二人いる。この二人は、賃稼ぎとして助郷役を担っていた可能性が高い。その他、人馬を頻繁に出していたと考えられる者が二人おり、表3で表示してい

表3 生沢村谷戸分人足・馬持の持高と出勤状況の関係

人名	年齢	人足/馬	持高	割付額	勤め額	内訳	差引
久右衛門	45	人足	2.8013	7.353	2.200	平役6人半	5.153
甚兵衛	47	人足	5.3586	14.066	2.572	平役6人、さし1人	11.490
梅五郎			1.82854	4.800	3.272	平7人、下役1人、さし1人	1.528
源右衛門	39	人足	0.1	0.260	4.472	平3人、さし1人、下り1人、馬4疋	-4.212
竹五郎	45	人足	1.3133	3.444	2.872	平6人、下1人、さし1人	0.568
万右衛門			4.12726	10.834	2.900	平6人、半1人、下り1人	7.934
政右衛門	52	馬	2.162	5.676	7.600	平5人、馬8疋	-1.924
近右衛門	49	人足	2.743	7.200	1.550	平3人、さし2人	5.650
和兵衛		人足	0.8266	2.695	1.772	平3人、半2人、さし1人	0.923
平兵衛	48	馬	5.134	13.215	3.872	平4人、半2人、下り1人、さし1人、馬2疋	9.339
利兵衛	32	馬	7.3426	19.274	4.200	平1人、下1人、馬5疋	15.074
市兵衛	25	人足	0.6559	1.722	1.372	平2人、半2人、さし1人	0.346
嘉右衛門	33	人足	5.7803	17.345	1.948	平3人、さし2人、半2人	15.393
治兵衛	40	馬	13.239	34.752	4.200	馬6疋	30.552
徳右衛門			6.286596	16.500			16.500
新兵衛			0.566	3.225			3.225
常五郎			1.37333	3.605			3.605
弥市	33	人足	0.514663	1.324			1.324
仁左衛門				2.483			2.483
古右衛門			1.75056	4.595			4.595
新左衛門	37	人足	2.49466	6.548			6.548
繁二郎				3.276			3.276
時五郎			0.192	0.504			0.504

単位：持高は石。割付額、勤め額、差引（割付額-勤め額）は貫文。

出典：明治2年正月「田畑合高帳」（生沢二宮家資料-町史79）、同年3月「人別書上帳」（同-町史85）、同年5月「御馬内割取立帳」（同-町史91）

注）差引額に4文の誤差がある者は、96文を100文に換算する慣行によるものと考えられる。

る三人中九人は人馬を全く出していない。人馬を出していない者の中には、入分として生沢村の土地を所有しているだけで、別の村に所属していた可能性がある者もいるため、そのような理由から、史料中に人馬の出勤が表れていない可能性もある。

生沢村谷戸分の特徴として、全体的に村民の持高が低く、表3中で最も高を持つ者も一三石余りである。明治二年正月「田畑合高帳」⁽³²⁾によると、そもそもこの村は、名主である平次郎の持高が四一石余りと突出しており、その他の村民は表3で一三石余りを持つ治兵衛以外持高が一〇石以下という構成になっていた。つまり、この村では、名主平次郎を除いて、大半の村民が実働として人馬を提供する立場にあり、助郷役による出勤を賃稼ぎの手段としていた可能性がある。

五 おわりに

筆者はかつて、東海道藤沢宿を対象として、助郷人馬の出勤状況を詳細に調査した。その際、宿駅の周辺村落Ⅱ助郷村は、地理的な条件や人馬数、産業といった村落構造の特徴によって、人馬そのものを出して稼ぎとする村落と、金銭を納めることによって助郷役の勤めを果たす村落とに分かれ、地域的な金融システムを背景に、宿駅制度を維持していた地域構造を有していた⁽³³⁾。

改めて本稿にて分析対象とした生沢村と寺坂村の特徴をみると、両村は明治九年当時、馬一五疋を有しており、馬数が比較的多い村落であったことが推測できる⁽³⁴⁾。また、生

沢村の人別帳からは三三人の人足と一三人の馬持がいたことがわかり、大磯宿の助郷村の中でも実際に人馬を提供する村落であったと考えられる。生沢村の名主が助郷惣代を務めていることも、人馬を提供する村落として助郷村を代表すべき立場にあったことが関係しているのかもしれない。

明治五年には駅通の改革が行われ、宿駅制度と助郷制度は終焉を迎える。助郷役の勤めは、実際にはほとんど金銭納に代えられ、本来の制度は事実上破綻していたといえよう。しかしながら、宿駅制度が存在することによって、宿駅の周辺村落には賃稼ぎをして生活する人々が存在した。生沢二宮家資料に見られる助郷役出勤の実態は、大磯宿の助郷村にもそのような人々が存在したことを示している。

注

- (1) 江戸時代の宿駅制度については、児玉幸多『近世宿駅制度の研究増訂版』吉川弘文館、一九六五年、丸山雍成『近世宿駅の基礎的研究第一』吉川弘文館、一九七五年などがある。
- (2) 大磯町編『大磯町史』6通史編古代・中世・近世、大磯町、二〇〇四年
- (3) 同注(2)、大磯町教育委員会編『相州陶綾郡旧村方資料』第一輯、大磯町教育委員会、一九七二年
- (4) 大磯町郷土資料館寄託資料。
- (5) 前掲注(2)、三六一頁。
- (6) 大磯町編『大磯町史』1資料編古代・中世・近世(1)、大磯町、一九九六年、四五〇～四五二頁。
- (7) 貞享三年四月「生沢村田畑差出帳」(前掲注(6)、四五八～四六二頁)

- (8) 同注(7)。
- (9) 元禄七年三月「請証文」(大磯町編『大磯町史』2資料編近世(2)、大磯町、一九九九年、四～五頁)
- (10) 天保五年「宿方明細調書上帳控」(大磯町教育委員会編『相州陶綾郡大磯宿伝馬関係資料』第一輯、大磯町教育委員会、一九六九年、一三九～一四八頁)
- (11) 享和三年「大磯宿書上」(前掲注(10)、四六～七一頁)
- (12) 生沢二宮家資料―町史三六。
- (13) 生沢二宮家資料―町史三九。
- (14) 生沢二宮家資料―町史四一、四九。
- (15) 下中邦彦編『神奈川県の地名』平凡社、一九八四年
- (16) 天保五年九月「寺坂村地誌御調書上帳」(前掲注(6)、五〇六～五一〇頁)
- (17) 慶応四年正月「御伝馬并諸人用割請取帳」(生沢二宮家資料―町史五一)
- (18) 同注(9)。
- (19) 同注(10)。
- (20) 同注(11)。
- (21) 拙稿「助郷会所とその運営―東海道藤沢宿を事例として―」(『藤沢市史研究』第四〇号、二〇〇七年)
- (22) 嘉永六(一八五三)年正月「御伝馬勤方大磯宿助郷和融中規定扣写」(二宮町編『二宮町史』資料編1原始 古代 中世 近世、一九九〇年、七五六～七五九頁)
- (23) 元治元年一〇月「人馬賃銭割増分を助郷組々へ分配願」(前掲注(9)、一四五～一四六頁)

- (24) 明治元年一二月「覚」(生沢二宮家資料―町史七六)
- (25) 明治元〓二年「人足勤覚」(生沢二宮家資料―町史七八)
- (26) 明治二年五月「御馬内割取立帳」(生沢二宮家資料―町史九一)
- (27) 明治二年三月「人別書上帳」(生沢二宮家資料―町史八五)
- (28) 同注(25)。
- (29) 弘化五(一八四八)年二月「大磯宿助郷人馬賄方の規定」(前掲注(9)、一〇〇〓一〇二頁)、前掲注(22)、嘉永六年三月「御伝馬賄方規定書之事」(大磯町教育委員会編『相州淘綾郡大磯宿伝馬関係資料』第二輯、大磯町教育委員会、一九七〇年、七四〓七八頁)
- (30) 前掲注(29)、弘化五年二月「大磯宿助郷人馬賄方の規定」。
- (31) この時の助郷役の割付率は、一石に付き二貫六〇〇文であったことが、表3からわかる。ただし、新兵衛については計算が合わない。
- (32) 生沢二宮家資料―町史七九。
- (33) 拙稿「江戸幕府伝馬制度と地域金融構造―東海道藤沢宿の分析を中心に―」(『交通史研究』第七一号、二〇一〇年)、同「東海道藤沢宿はどこから馬を集めたか―馬持の分布と地理的条件に関する一考察―」(『郷土神奈川』第四九号、二〇一一年)
- (34) 同注(15)。